

平成 20 年 1 月 10 日

各 位

会社名： 株式会社ファーストリテイリング  
(コード： 9983 東証第一部)  
代表者名： 代表取締役会長兼社長 柳井 正  
問合せ先： 執行役員 CFO 吉高 信  
(TEL： 03-6272-0050)

## 株式会社ビューカンパニー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成20年1月10日開催の取締役会において、株式会社ビューカンパニー(銘柄コード 3033 ジャスタック。以下、「対象者」又は「ビューカンパニー」といいます。)の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 概要

当社は、現在、対象者の普通株式 2,533,000 株(発行済株式総数に対する所有株式の割合(以下「所有株式数割合」といいます。)33.40%)を保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の事業の抜本的改革を図るべく、対象者を子会社化することを目的とした公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。当社は、本公開買付けに応募される全ての対象者株主のご意向を尊重し、応募された全ての対象者株式を買付けるため、本公開買付けにおいては買付予定の上限を定めておりません。

本公開買付けについては、対象者の株主である松村洋祐氏(所有株式数割合 27.55%。以下「松村氏」といいます。)、藤井征男氏(所有株式数割合 3.14%)、松村昇氏(所有株式数割合 1.06%)及び松村大助氏(所有株式数割合 0.92%。以下、松村氏、藤井征男氏、松村昇氏及び松村大助氏を総称して「松村氏ら」といいます。)から、松村氏らが保有する対象者株式について、本公開買付けに応募することについての同意を頂いております。また、本公開買付けについては、平成 20 年 1 月 10 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

##### (2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、その後の経営方針

対象者は、昭和 36 年に靴の小売店をスタートし、ファッション性、健康面から靴に要求される機能を重視し、顧客ニーズを的確に反映させた適品を豊富に揃え、婦人靴を中心とした靴小売専門店のチェーン展開を行っております。対象者は、婦人靴中心の主力業態[vju:](ビュー)のほか、ファミリーをターゲットにしたすべてのニーズに対応できる靴の総合店SHOES WORLD(シューズワールド)、オリジナルブランドのCOO ICI(クーイスイ)など全国に103店舗(平成19年8月20日現在)を展開しております。

しかしながら、競合店との競争の激化及び大型商業施設の増加による商圈の激変など、対象者を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いております。さらに、今後の対象者を取り巻く経営環境の見通しにおいても、少子高齢化の流れは続き、市場規模の拡大は期待しづらく、またアパレル小売店も売上拡大のために靴販売に力を入れるなど、さらなる競争の激化が予想され一層厳しさを増していくものと考えられます。

(本件に関するお問合せ先) 株式会社ファーストリテイリング グループ I R 部(TEL: 03-6272-0070)  
グループ広報部(TEL: 03-6272-0960)

当社グループは、靴事業をアパレルに次ぐ事業と位置づけており、靴事業のさらなる強化・拡充を目的として、平成18年10月に婦人靴の小売に強みを持つ対象者と業務提携を行い、また対象者が実施した第三者割当増資を引き受けることにより筆頭株主(所有株式数割合 33.40%)となり、対象者を持分法適用関連会社といたしました。当社は、これまでも対象者との間で、資金面からのサポートのみならず、当社グループとの人材交流による人材育成強化を始めさまざまな経営改善・強化に向けた取り組みを行い、対象者の経営に参画して参りました。

しかしながら既述のとおり、対象者を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、当社との経営改善・強化に向けた取り組みもこれまでのところ十分な成果として現れてきていないというのが現状です。

このような厳しい環境下において、対象者のブランドの統廃合を伴うブランドビルディング及び店舗展開、商品の開発力強化と安定的な提供など多くの対処すべき課題に迅速に対処し事業を再生させるためには、事業をダイナミックに改革し、事業のあり方を大きく見直して成長を加速させることが重要であり、そのためには当社グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図り、ノウハウ・情報・人材の相互交流による業務プロセス強化及び事業インフラのシェアリングの実現によるシナジー追求を従来にも増して強力に推進する必要があると判断し、対象者を当社の子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

具体的には、当社と対象者は、当社グループのノウハウ・情報の共有及び人材の交流を通じ、商品計画の機能強化による仕入や発注の精度の向上、オリジナル商品の構成比率の見直しによる粗利益の改善、出退店ノウハウの活用や共同出店の実施、共同購買等の取り組みを実施して参ります。それにより、「新しいシュービジネス」を創造し、対象者の競争力や収益力を強化し、強く安定した事業基盤を確立して参ります。また、対象者がより高い収益力を持つ事業体へと発展することは、当社グループの靴事業の強化・拡充による関連ビジネスの強化、ひいてはグループ全体の更なる企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

当社は、対象者への経営参画による経営体制の強化を既に進めてきており、今後対象者との協議のうえ変更する可能性はありますが、現時点において、本公開買付け成立後に役員構成の変更は予定しておりません。また、現時点において、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加えたり、重大な影響を及ぼす具体的な予定はありません。

### (3) 本公開買付けの実施に至る過程

当社は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、本公開買付け後の状況によっては、対象者を完全子会社化する可能性があります。対象者は本日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者の普通株式2,533,000株(所有株式数割合 33.40%)を保有して持分法適用関連会社としており、対象者に対して取締役及び監査役を派遣しています。また、本公開買付けは対象者の役員の依頼に基づくものではありませんが、対象者の役員は原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、当社及び対象者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む取引の公正性を担保するための配慮を行っております。

#### ① 当社における検討

当社は、日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティグループ証券」といいます。)を財務アドバイザーとして選任するとともに、法律顧問の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたり、第三者である日興シティグループ証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼しました。その上で、日興シティグループ証券が提出した株式価値算定書を参考に、対象者及び対象者の株主である松村氏らと協議・交渉を行い、その結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を踏まえ、既存株主に対して対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を決定しました。なお、本公開買付価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成20年1月9日までの過去3ヶ月間の単純平均値295円(小数点以下を四捨五入)に対して98.31%(小数点以下第三位を四捨五入。)のプレミアムを加えた金額となります。

#### ② 対象者における検討

対象者の取締役会が当社による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び当社から独立した第三者である野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼し、また、対象者及び当社から独立した法律顧問

である佐藤総合法律事務所(以下「佐藤総合」といいます。)の助言を受けました。また、平成19年12月20日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、独立性のある社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することの是非について、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員としては、社外取締役である北野洋氏、並びに社外監査役である真鍋昌也氏及び中務正裕氏の3名を選定しています。各委員は当社から独立性があり、中務正裕氏は社外監査役であるとともに弁護士でもあります。

特別委員会は、平成19年12月20日より、本公開買付けに賛同することの可否及び本公開買付け価格を含む条件面等の検討を開始しました。その結果、平成20年1月10日、特別委員会は、対象者取締役会に対して、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の答申を行うことを決議しました。対象者取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の意見を受け、財務アドバイザーである野村證券から平成20年1月10日付で提出された本公開買付けにおける買付け価格が妥当である旨の意見書及び法律顧問である佐藤総合から平成20年1月10日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該特別委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、当社との更なる提携の強化を通じて得られる相乗効果により対象者の経営基盤が強化され、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、当社の代表取締役会長兼社長である柳井正氏、及び本公開買付けに応募することにつき同意している松村氏は、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、また、対象者取締役会における上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

当社は、本公開買付けの結果、対象者株式に係る株券がジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に抵触した場合は、対象者を公開買付け者の完全子会社とすることを予定しております。また、対象者株式に係る株券が上場廃止基準に抵触しない場合でも、本公開買付けを実施した結果、当社が相当数の対象者株式を取得することとなり、当社が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け後の対象者株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合には、対象者を公開買付け者の完全子会社とすることを検討しています。その具体的な方法として、当社は、現時点においては、(i)本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②対象者が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株主による種類株主総会の開催を対象者に求める予定です。当社は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、全てこれを対象者が取得することになります。対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず予定です。対象者の株主で新たに交付される対象者の株式の一株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、我が国の法令の手續に従い、当該端数に相当する株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付する対象者の株式の数は本日現在未定であります。当社が対象者の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が一株に満たない端数となるよう決定される予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条のその他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付け価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、対象者の発行する全ての普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、対象者の全部取得条項付種類株式を全て取得するのと引換えに別個の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当

局の解釈、並びに本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外の対象者株主による対象者株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

## (5) 上場廃止となる見込みについて

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う対象者株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に抵触した場合、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。また、当該基準に抵触しない場合でも、本公開買付けの結果、相当数の対象者株式を取得することとなり、当社が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け後の対象者株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合、当社は、本公開買付けの終了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って対象者を完全子会社化する可能性がありますので、その場合には対象者株式は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ビューカンパニー	
② 事業内容	履物の製造加工卸及び販売等	
③ 設立年月日	昭和 47 年5月 20 日	
④ 本店所在地	大阪市淀川区宮原四丁目3番 39 号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福谷 智之	
⑥ 資本金	1,661,855 千円(平成 19 年8月 20 日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 19 年8月 20 日現在)	株式会社ファーストリテイリング	33.40%
	松村 洋祐	27.51%
	エイチエスピーシー ファンド サービスイズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッド(常任代理人:香港上海銀行東京支店)	4.87%
	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人:ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.40%
	大阪中小企業投資育成株式会社	3.29%
	ビューカンパニー従業員持株会	3.13%
	藤井 征男	3.10%
	エイチエスピーシー バンク ピーエルシー アカウント アトランテイス ジャパン グロース ファンド(常任代理人:香港上海銀行東京支店)	1.89%
	上田 哲久	1.12%
	松村 昇	1.06%
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	平成 20 年1月 10 日現在、当社は対象者の発行済株式総数の 33.40%を保有しております。

	人的関係	平成20年1月10日現在、当社の代表取締役会長兼社長柳井正が対象者の社外取締役を兼任しているほか、当社の執行役員1名が対象者の社外監査役に就任しております。  また、当社と対象者の間では、相互に出向社員に関する契約書を締結しており、社員若干名を相互に出向させることに合意しております。
	取引関係	当社の完全子会社である株式会社ユニクロは、その販売する商品の一部を対象者から仕入れております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 「⑦大株主および持株比率」における、持株比率は、平成19年8月20日現在における対象者の発行済株式総数(7,583,000株)を基準に算出しております。

## (2) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成20年1月11日(金曜日)から平成20年2月27日(水曜日)まで(32営業日)

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

1株につき、585円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、財務アドバイザーである日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。同社は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、市場株価法、類似公開企業乗数比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書における各手法における対象者株式価値の算定結果は以下のとおりです。

(i) DCF法では、対象者の収益予想、設備投資計画、本公開買付けの成立により見込まれるシナジー効果等の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて評価し、1株あたりの株式価値の範囲を本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮前で262円から295円まで、本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮後で544円から645円までと算定しています。

(ii) 市場株価法では、平成20年1月9日を基準日として、対象者の株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均等を基に、1株あたりの株式価値の範囲を238円から380円までと算定しています。

(iii) 類似公開企業乗数比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株あたりの株式価値の範囲を、平成20年2月期予想に基づくEBITDA乗数で268円から276円まで、平成21年2月期予想に基づくEBITDA乗数で367円から457円までと算定しています。

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、日興シティグループ証券の算定結果のうち、対象者の中長期的な収益性が反映されているDCF法による算定結果を重視しながら検討を進めました。更に、対象者及び対象者の株主である松村氏らと協議・交渉を行い、その結果や、対象者による本公開買付けへの賛

同の可否、対象者の財務内容、過去の類似案件におけるプレミアム水準、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 20 年 1 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施および本公開買付けにおける買付価格を一株あたり 585 円とすることを決定いたしました。本公開買付価格は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法及び DCF 法（本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮前）で算定された株式価値評価を上回っており、DCF 法（本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮後）で算定された株式価値評価の範囲内に含まれます。なお、本公開買付価格は、対象者株式の株式会社ジャスダック証券取引所における平成 20 年 1 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の株価終値の平均 295 円（小数点以下を四捨五入）に 98.31%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

## ② 算定の経緯

### (i) 第三者算定人からの株式価値算定書の取得について

当社は、平成 19 年 11 月頃より、対象者との間で対象者の子会社化の可能性について検討を開始いたしました。当社は、対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 19 年 11 月に財務アドバイザーである日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成 20 年 1 月 10 日付で日興シティグループ証券より取得しております。

### (ii) 株式価値算定書の概要

日興シティグループ証券は、DCF 法、市場株価法、類似公開企業乗数比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その結果は下記のとおりです。

#### DCF 法

本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮前：262 円～295 円  
本公開買付け成立により見込まれるシナジー効果の考慮後：544 円～645 円

市場株価法：238 円～380 円

#### 類似公開企業乗数比較法

平成 20 年 2 月期予想に基づく EBITDA 乗数：268 円～276 円  
平成 21 年 2 月期予想に基づく EBITDA 乗数：367 円～457 円

### (iii) 本公開買付価格の決定経緯について

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、日興シティグループ証券の算定結果のうち、対象者の中長期的な収益性が反映されている DCF 法による算定結果を重視しながら検討を進めました。更に、対象者及び対象者の株主である松村氏らと協議・交渉を行い、その結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の財務内容、過去の類似案件におけるプレミアム水準、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 20 年 1 月 10 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施および本公開買付けにおける買付価格を一株あたり 585 円とすることを決定いたしました。

### (iv) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

対象者の取締役会が当社による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、対象者及び当社から独立した第三者である野村證券を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び対象者の株式価値の算定を依頼し、また、対象者及び当社から独立した法律顧問である佐藤総合の助言を受けました。また、平成 19 年 12 月 20 日、対象者取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、独立性のある社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することの是非について、対象者取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員としては、社外取締役である北野洋氏、並びに社外監査役である真鍋昌也氏及び中務正裕氏の 3 名を選定し

ています。各委員は当社から独立性があり、中務正裕氏は社外監査役であるとともに弁護士でもあります。

特別委員会は、平成19年12月20日より、本公開買付けに賛同することの可否及び本公開買付け価格を含む条件面等の検討を開始しました。その結果、平成20年1月10日、特別委員会は、対象者取締役会に対して、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の答申を行うことを決議しました。対象者取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の意見を受け、財務アドバイザーである野村證券から平成20年1月10日付で提出された本公開買付けにおける買付価格が妥当である旨の意見書及び法律顧問である佐藤総合から平成20年1月10日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該特別委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けを含む取引に関する諸条件について慎重に検討した結果、当社との更なる提携の強化を通じて得られる相乗効果により対象者の経営基盤が強化され、対象者の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格その他の諸条件は妥当であり、対象者株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、当社の代表取締役会長兼社長である柳井正氏、及び本公開買付けに応募することにつき同意している松村氏は、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、また、対象者取締役会における上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。

### ③ 算定機関との関係

関連当事者には該当しません。

## (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株券	2,523,000 株	— 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株
合計	2,523,000 株	— 株

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(2,523,000株。以下、「買付予定数」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付け代理人又は復代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付けの期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。

(注4) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数、対象者が平成19年11月15日に提出した平成19年2月期(第37期中)半期報告書に記載された平成19年8月20日現在の発行済株式総数(7,583,000株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成19年8月21日以降に株主による単元未満株式買取請求権の行使に応じて取得した自己株式数(平成20年1月10日現在500株)及び公開買付者の保有株式数(2,533,000株)を除いた株式数5,049,500株となります。

## (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(本件に関するお問合せ先) 株式会社ファーストリテイリング グループ I R 部(TEL: 03-6272-0070)  
グループ広報部(TEL: 03-6272-0960)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,533 個	(買付け等前における株券等所有割合 33.41%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,097 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.66%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	2,523 個	(買付け等後における株券等所有割合 66.68%)
対象者の総株主等の議決権の数	7,577 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,523,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数の合計です。但し、特別関係者の所有する普通株式に係る株券(対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第37期中半期報告書に記載された平成19年8月20日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象しておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式に係る議決権の数5個(単元未満株式数6,000株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満自己株式500株(平成20年1月10日現在)を控除した5,500株に係る議決権の数)を加算した7,582個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数を超えた場合には応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大100%となります。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## (7) 買付代金

1,475,955,000 円(予定)

(注) 上記の買付代金は、買付価格(585 円)で買付予定数(2,523,000 株)を買い付けた場合の見積額を記載しています。但し、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、対象者の平成19年8月20日現在の発行済株式総数(7,583,000 株)から対象者が保有する自己株式数(平成20年1月10日現在 500 株)及び当社の保有株式数(2,533,000 株)を除いた 5,049,500 株を全て買付けた場合の買付代金は 2,953,957,500 円になります。

## (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- 日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日
- 平成20年3月5日(水曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(2,523,000 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(2,523,000 株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びマ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金融商品取引法(以下「法」といいます。)27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付けの価格の引下げを行うことがあります。

買付けの価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付けの価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に「公開買付応募申込受付票」(交付されている場合)を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。(日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。ご利用になられる営業店の営業時間等を事前にご確認のうえ、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 20 年 1 月 11 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社

日興コーディアル証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は軽微です。

4. その他

（本件に関するお問合せ先）株式会社ファーストリテイリング グループ I R 部（TEL：03-6272-0070）  
グループ広報部（TEL：03-6272-0960）

## (1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会から、これに賛同する旨の決議を得ております。なお、当社の代表取締役会長兼社長である柳井正氏及び本公開買付けに応募する旨同意している松村氏は、かかる取締役会の決議には特別利害関係人であるため参加しておりません。また、当社と対象者の間では、平成18年10月26日付で業務提携契約書が締結されており、業務提携(店舗運営に対するオペレーションノウハウの提供、人事交流等)、役員のパ遣等につき合意しております。また、当社と対象者の間では、相互に出向社員に関する契約書を締結しており、社員若干名を相互に出向させることに合意しております。当社は、平成20年1月10日、対象者の取締役である松村氏との間で公開買付けに関する合意書を締結し、松村氏が保有する対象者株式について、本公開買付けに応募すること、及び、本公開買付けが成立した場合、松村氏が応募する予定の株式に係る議決権について、平成20年5月中旬開催予定の対象者の定時株主総会において、株主としての一切の権利行使の代理権を公開買付者又は公開買付者の指定する第三者に対して授与することについての同意を頂いております。

## (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成20年1月10日にジャスダック証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく内容は以下の通りです。

平成20年2月期通期(平成19年2月21日～平成20年2月20日)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想(A)	11,540	△70	10	△250
今回修正予想(B)	10,700	△220	△250	△400
増減額(B-A)	△840	△150	△260	△150
増減率(%)	△7.3%	—	—	—
(ご参考) 前期実績(平成19年2月期)	12,144	207	249	36

以上

このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申し込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願い致します。

このプレスリリースには、株式会社ビューカンパニー株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

### **(添付資料) 株式会社ビューカンパニーによる本公開買付けに関する賛同表明の内容**

平成 20 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名：株式会社ビューカンパニー  
(コード：3033 JASDAQ)  
代表者名：代表取締役社長 福谷 智之  
問合せ先：常務取締役 田中 浩志  
(TEL：06-6398-0530 (代表))

株式会社ファーストリテイリングによる当社株式に対する  
公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 10 日開催の取締役会において、株式会社ファーストリテイリング（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社ファーストリテイリング
(2) 主な事業内容	主に衣料品・靴の販売を営む会社の株式を所有し、事業活動を管理する。
(3) 設 立 年 月 日	昭和 38 年 5 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	山口県山口市佐山 717-1
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 柳井 正
(6) 資 本 金 の 額	102 億 7,395 万円 (平成 19 年 8 月 31 日現在)
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	(平成 19 年 8 月 31 日現在) 柳井 正 26.68% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 6.37% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6.29% 柳井 一海 4.51%

	柳井 康治	4.51%
	有限会社F i g h t & S t e p	4.48%
	有限会社M A S T E R M I N D	3.40%
	資産管理サービス信託銀行株式会社	2.26%
	柳井 照代	2.19%
	野村證券株式会社	2.14%
(8) 買付者と当社の関係等	資本関係	平成20年1月10日現在、公開買付者は2,533,000株(当社の発行済株式総数に対する所有株式の割合(以下「所有株式数割合」といいます。)約33.40%)を保有しています。
	人的関係	当社の社外取締役である柳井正が公開買付者の代表取締役会長兼社長を、当社の社外監査役である新田幸弘が公開買付者の執行役員を兼任しております。 また、当社と公開買付者の間で社員の出向に関する契約書を締結しており、当社から公開買付者に3名出向しており、公開買付者から当社へ4名出向しております。
	取引関係	当社は公開買付者の完全子会社である株式会社ユニクロに靴を販売しております。
	関連当事者への該当状況	当社は公開買付者の持分法適用関連会社であり、公開買付者は当社の関連当事者に該当します。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに係る意見の内容

当社取締役会は、平成20年1月10日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議をいたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、昭和36年に靴の小売店をスタートし、ファッション性、健康面から靴に要求される機能を重視し、顧客ニーズを的確に反映させた適品を豊富に揃え、婦人靴を中心とした靴小売専門店のチェーン展開を行っております。当社は、婦人靴中心の主力業態[vju:](ビュー)のほか、ファミリーをターゲットにしたすべてのニーズに対応できる靴の総合店SHOES WORLD(シューズワールド)、オリジナルブランドのCOO I C I(クーイスイ)など全国に103店舗(平成19年8月20日現在)を展開しております。

当社は目標である200店舗、年商200億円を早期実現させるため、優秀な人材確保、知名度・信頼性の向上、資金調達力の強化をすべく平成18年4月にジャスダック証券取引所に株式を上場しました。株式上場後はナショナルチェーンとしての安定的な高収益を実現する企業体を目指して参りました。

しかしながら、競合店との競争の激化及び大型商業施設の増加による商圈の激変など、当社を取り

巻く経営環境は非常に厳しい状況が続いており、安定的な高収益体質を実現するには至っておりません。さらに、今後の当社を取り巻く経営環境の見通しにおいても、少子高齢化の流れは続き、市場規模の拡大は期待しづらく、またアパレル小売店も売上拡大のために靴販売に力を入れるなど、さらなる競争の激化が予想され一層厳しさを増していくものと考えられます。

当社は、平成 18 年 10 月に一段の業績向上と株主価値の極大化を目的とし、公開買付者の有するノウハウや経営資源の活用を通じて顧客サービスの向上と収益の拡大を図れるとの判断から、公開買付者との業務提携を行い、また公開買付者に対して第三者割当増資を実施いたしました。その結果、当社は公開買付者の持分法適用関連会社(所有株式数割合約 33.40%を公開買付者が保有)となりました。当社は、公開買付者からの資金面からのサポートのみならず、公開買付者グループとの人材交流による人材育成強化を始めさまざまな経営改善・強化に向けた取り組みを行い、企業価値の向上を図って参りました。

しかしながら既述のとおり、当社を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、公開買付者との経営改善・強化に向けた取り組みもこれまでのところ十分な成果として現れてきていないというのが現状です。

このような厳しい環境下において、当社のブランドの統廃合を伴うブランドビルディング及び店舗展開、商品の開発力強化と安定的な提供など多くの対処すべき課題に迅速に対処し事業を再生させるためには、事業をダイナミックに改革し、事業のあり方を大きく見直して成長を加速させることが重要であり、そのためには公開買付者グループのコミットメントをより明確にした事業体制への転換を図り、ノウハウ・情報・人材の相互交流による業務プロセス強化及び事業インフラのシェアリングの実現によるシナジー追求を従来にも増して強力に推進する必要があると判断いたしました。具体的には、当社は、公開買付者グループのノウハウ・情報の共有及び人材の交流を通じ、商品計画の機能強化及び在庫管理・コントロールの仕組みと業務の構築による発注精度の向上させること、公開買付者グループの豊富なファッション情報により、より早く将来の流行を読み取りオリジナル商品の構成比率を向上させていくことにより粗利益率の改善を目指して参ります。また、出退店ノウハウの活用による店舗収益力の改善、共同出店の実施による集客力アップ、共同購買によるコスト競争力の強化等の取り組みを実施して参ります。それにより、「新しいシュービジネス」を創造し、当社の競争力や収益力を強化し、強く安定した事業基盤を確立して参ります。

当社は、上記のような当社を取り巻く状況を総合的に考慮し本公開買付けに賛同するか否かにつき検討を進めました。その結果、当社が公開買付者の子会社となることによって、当社の展開する事業をダイナミックに改革し、事業のあり方を大きく見直して中長期的な成長を目指すことが、当社の企業価値を向上させるために最も有効な手段であるとの結論に至りました。また、本公開買付けの買付価格は当社の株主の皆様にとって後記「(3)本公開買付けの実施に至る過程」のとおり妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものと判断いたしました。

### (3) 本公開買付けの実施に至る過程

前述のとおり、公開買付者は、現在、当社の普通株式 2,533,000 株(所有株式数割合約 33.40%)を保有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、この度、当社の事業の抜本的改革を図るべく、当社を子会社化することを目的とした公開買付けを実施いたします。公開買付者は、本公開買付けに応募される全ての当社株主のご意向を尊重し、応募された全ての当社株式を買付けるため、本公開買付けにおいては買付予定の上限を定めておりません。

公開買付者は、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」のとおり、本公開買付け後の状況によっては、当社を完全子会社化する可能性があります。当社は本日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は、当社の普通株式 2,533,000 株(所有株式数割合約 33.40%)を保有して持分法適用関連会社としており、当社に対して取締役及び監査役を派遣しています。また、本公開買付けは当社の役員の依頼に基づくものではありませんが、当社の役員は原則として本公開買付け後も引き続き当社の経営に関与していくことを想定しています。このような状況を踏まえ、当社及び

公開買付者は、買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための配慮を行っております。

#### ① 当社における検討

当社の取締役会が公開買付者による本公開買付けの提案を検討するにあたっては、財務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者である野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任し、本公開買付けに関する包括的な助言及び当社の株式価値の算定を依頼し、また、当社及び公開買付者から独立した法律顧問である佐藤総合法律事務所（以下「佐藤総合」といいます。）の助言を受けました。また、平成 19 年 12 月 20 日、当社取締役会は、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、独立性のある社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会に対し、当社取締役会が本公開買付けに賛同することの是非について、当社取締役会に対して意見を提出することを委嘱する決議を行いました。特別委員会の委員としては、社外取締役である北野洋氏、並びに社外監査役である真鍋昌也氏及び中務正裕氏の 3 名を選定しています。各委員は公開買付者から独立性があり、中務正裕氏は社外監査役であるとともに弁護士でもあります。

特別委員会は、平成 19 年 12 月 20 日より、本公開買付けに賛同することの当否及び本公開買付価格を含む条件面等の検討を開始しました。その結果、平成 20 年 1 月 10 日、特別委員会は、当社取締役会に対して、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の答申を行うことを決議しました。当社取締役会は、特別委員会から、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の意見を受け、財務アドバイザーである野村證券から平成 20 年 1 月 10 日付で提出された本公開買付けにおける買付価格が妥当である旨の意見書及び法律顧問である佐藤総合から平成 20 年 1 月 10 日付で提出された法律意見書を踏まえて、当該特別委員会の報告及び意見の内容並びに本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、公開買付者との更なる提携の強化を通じて得られる相乗効果により当社の経営基盤が強化され、当社の今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格その他の諸条件は妥当であり、当社株主に対して適切な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。なお、公開買付者の代表取締役会長兼社長である柳井正氏及び本公開買付けに応募することにつき同意している松村洋祐氏は、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、また、当社取締役会における上記の決議には、特別利害関係人として参加しておりません。

#### ② 公開買付者における検討

公開買付者は、日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）を財務アドバイザーとして選任するとともに、法律顧問の助言を得ながら、慎重に議論・検討を進めてきました。公開買付者は、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたり、第三者である日興シティグループ証券に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の評価を依頼しました。その上で、日興シティグループ証券が提出した株式価値算定書を参考に、当社及び当社の株主である松村氏ら（後記(6)に定義しております。）と協議・交渉を行い、その結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を踏まえ、既存株主に対して当社株式の市場価格に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、本公開買付価格を決定しました。なお、本公開買付価格は、当社株式のジャスダック証券取引所における本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成 20 年 1 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の単純平均値 295 円（小数点以下を四捨五入。）に対して約 98.31%（小数点以下第三位を四捨五入。）のプレミアムを加えた金額となります。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けの結果、当社株式に係る株券がジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に抵触した場合は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを予定しております。また、当社株式に係る株券が上場廃止基準に抵触しない場合でも、本公開買付けを実施した結果、公開買付者が相当数の当社株式を取得することとなり、公開買付者が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け後の当社株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合には、当社を公開買付者の完全子会社とすることを検討しています。その具体的な方法として、公開買付者は、現時点においては、(i) 本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに当社の別個の株式を交付することを付議議案に含む株主総会、並びに(ii) 上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株主による種類株主総会の開催を当社に求める予定です。公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項付種類株式に変更された上で、全てこれを当社が取得することになります。当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われたい予定です。当社の株主で新たに交付される当社の株式の一株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、我が国の法令の手続に従い、当該端数に相当する株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の株式の売却の結果、株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格と同一の価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付する当社の株式の数は本日現在未定であります。公開買付者が当社の株式の全てを取得することができるよう、本公開買付けに応募しなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、少数株主の権利保護を目的として、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求ができる旨が定められており、また、同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、これらの方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付け価格と異なることがありえます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、当社の発行する全ての普通株式を全部取得条項付種類株式に変更し、当社の全部取得条項付種類株式を全て取得すると引換えに当社の別個の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の当社株主による当社株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

#### (5) 上場廃止となる見込みについて

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う当社株式の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社株式は所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの結果、相当数の当社株式を取得することとなり、公開買付者が保有する株式数・所有株式数割合、本公開買付け

後の当社株式の流動性等を勘案して適切と判断した場合、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に従って当社を完全子会社化する可能性がありますので、その場合には当社株式は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 当社の株主と公開買付者との間における応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けについては、当社の株主である松村洋祐氏（所有株式数割合約 27.55%）、藤井征男氏（所有株式数割合約 3.14%）、松村昇氏（所有株式数割合約 1.06%）及び松村大助氏（所有株式数割合約 0.92%。松村洋祐氏、藤井征男氏、松村昇氏及び松村大助氏を総称して「松村氏ら」といいます。）から、松村氏らが保有する当社株式について、本公開買付けに応募することについての同意を得ている旨の報告を公開買付者から受けております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上